

○矢祭町イメージキャラクターデザイン等使用取扱要領

(平成27年2月9日告示第1号)

改正 平成29年9月8日告示第14号

(趣旨)

第1条 この要領は、矢祭町イメージキャラクターデザイン及び愛称（以下「キャラクター等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、キャラクター等とは次のとおりとする。

- (1) 愛称は「やまっぴー」とする。
- (2) デザインは別図を基本とし、ポーズをとったものを含むものとする。

(使用対象者)

第3条 矢祭町のイメージアップや観光振興に寄与すると認められる場合は、何人もキャラクター等を使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治活動または思想活動あるいは宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人または団体等の売名に利用されるおそれがあるとき。
- (4) 矢祭町及びキャラクター等のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (5) 前号に掲げる場合のほか、キャラクター等の利用を矢祭町長（以下「町長」という。）が不相当と認めるとき。

2 町長は、前項各号のいずれかに該当しているにも関わらずキャラクター等を使用しているものに対し、その使用の差し止めの請求または必要な指示等を行うことができる。

(使用申込及び承諾)

第4条 デザイン等を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ矢祭町イメージキャラクターデザイン使用申請書（様式第1号）により町長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 本町の機関が使用する場合
- (2) 町内の小中学校が教育の目的で使用する場合
- (3) 報道機関が報道または広報の目的で使用する場合
- (4) その他町長が適当と認めた場合

2 矢祭町は、内容を審査の上、本要領に適合すると認めた場合は、矢祭町イメージキャラクターデザイン使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により使用者に通知する。また、キャラクター等のデジタルデータ（PDFファイル）を申請者に提供する。

3 矢祭町は、キャラクター等の使用承諾に当たり、次の各号のとおり条件を定める。

- (1) 使用者は、矢祭町のイメージアップや観光振興を目的としたリーフレット、PR冊子、PRグッズ、立て看板、のぼり旗、横断幕、ホームページ等に利用することができる。ただし、作成に係る費用は使用者が負担する。
- (2) キャラクター等のデジタルデータは第三者に譲渡してはならない。
- (3) キャラクター等をみだりに改変して使用することはできない。
- (4) 商標登録出願を行わないこと。
- (5) 上記以外に、矢祭町は、必要に応じて条件を付けることができる。

(見本の提出)

第5条 前条第2項の承認を受けた使用者は、キャラクターデザインを使用した完成品の見本を1部町長に提出するものとする。ただし、見本の提出が困難な場合には、完成品の写真の提出をもって見本の提出に代えることができる。

(使用料)

第6条 キャラクター等の使用に係る料金等は徴収しない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年2月9日から施行する。

附 則(平成29年9月8日告示第14号)

この要領は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

様式第1号(第4条関係)

デザイン使用申請書

[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

デザイン使用承認通知書

[別紙参照]

別図(第2条関係)

やまっぴー (正面)



やまっぴー (背面)

